

(事前公表)

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第3号の規定による随意契約を締結しようとしているので、奈良県契約規則（昭和39年5月奈良県規則第14号）第16条の2第2項の規定により、次のとおり公表します。

令和8年8月10日

1 契約する内容

- (1) 役務の名称
令和8年度平城宮跡イベント事業拠点施設管理（清掃）業務委託（平城宮跡イベント事業拠点施設維持・管理事業）（第2期）
- (2) 役務の規格・数量等
建物外清掃および除草、側溝清掃
※詳細は、別添仕様書のとおり
- (3) 履行期間
令和8年度9月1日から令和8年度9月30日まで

2 契約の相手方の選定基準

次に掲げる者であること

地方自治法施行令第167条の2第1項第3号に規定するシルバー人材センター連合又はシルバー人材センター

3 契約の相手方の決定方法

- (1) 上記2の基準に該当する者で期限までに有効な見積書を提出したもののうち、予定価格の範囲内の価格で最低価格を提出した者を契約の相手方とします。
- (2) 最低価格となる額を2人以上が提出した場合、くじにより契約の相手方を決定します。
- (3) 予定価格の範囲内の価格を提出した者がいない場合には、入札執行の例により相手方を決定します。
- (4) (3)によっても決定しない場合には、不調とします。

4 見積書（又は提案書）の提出先及び提出期限

- (1) 提出先 奈良県 県土マネジメント部
まちづくり推進局 公園企画課
- (2) 提出期限 令和 8年 8月 20日 16時まで
- (3) 提出方法
郵送（提出期限必着）もしくは持参
- (4) その他
 - ① 見積書には上記2の基準に該当する者であることを明らかにする書類を添付してください。
 - ② 次の場合には当該見積書が無効となりますのでご注意ください。
 - ア 上記2に該当しない者が提出した見積書
 - イ 記名押印を欠く見積書
 - ウ 重要な文字の誤脱等により必要な事項が確認できない見積書
 - エ 価格を加除訂正した見積書
 - オ 開封に際して、公正な開封の執行を害する行為があったと認められる場合
 - カ ①の書類が添付されていない見積書

5 契約事務を担当する所属

奈良県 県土マネジメント部 まちづくり推進局 公園企画課
住所：奈良県登大路町30
電話：0742-27-7517 (ダイヤルイン)
FAX：0742-27-7488

6 暴力団排除条例に伴う留意事項

- (1) 決定後、契約締結までの間に、決定者について次のいずれかに該当する事由があると認

められるときは、契約を締結しないものとします。

- ① 決定者の役員等（法人にあっては役員（非常勤の者を含みます。）、支配人及び支店又は営業所（常時契約に関する業務を行う事務所をいいます。以下同じ。）の代表者を、個人にあってはその者、支配人及び支店又は営業所の代表者をいいます。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」といいます。）第2条第6号に規定する暴力団員をいいます。以下同じ。）であるとき。
 - ② 暴力団（法第2条第2号に規定する暴力団をいいます。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与しているとき。
 - ③ 決定者の役員等が、その属する法人、自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で、又は第三者に損害を与える目的で、暴力団又は暴力団員を利用しているとき。
 - ④ 決定者の役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的若しくは積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与しているとき。
 - ⑤ ③及び④に掲げる場合のほか、決定者の役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。
 - ⑥ この契約に係る下請契約又は資材及び原材料の購入契約等の契約（以下「下請契約等」といいます。）に当たって、その相手方が①から⑤までのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したとき。
 - ⑦ この契約に係る下請契約等に当たって、①から⑤までのいずれかに該当する者をその相手方としていた場合（⑥に該当する場合を除きます。）において、本県が当該下請契約等の解除を求めたにもかかわらず、それに従わなかったとき。
- (2) 契約締結後、契約者について(1)の①から⑦までのいずれかに該当する事由があると認められるとき又はこの契約の履行に当たって、暴力団又は暴力団員から不当に介入を受けたにもかかわらず、遅滞なくその旨を本県に報告せず、若しくは警察に届け出なかったと認められるときは、契約を解除することがあります。この場合は、契約者は、損害賠償金を納付しなければなりません。
- なお、(1)の①、③、④及び⑤中「決定者」とあるのは、「契約者」と読み替えるものとします。

7 公契約条例に関する留意事項

本業務を受注しようとする者は、この遵守事項等を理解した上で受注すること。

- (1) 奈良県公契約条例の趣旨にのっとり、公契約の当事者としての社会的責任を自覚し、本業務を適正に履行すること。
- (2) 本業務の履行に当たり、次に掲げる事項その他の法令を遵守すること。
 - ア 最低賃金法第4条第1項に規定する最低賃金の適用を受ける労働者に対し、同法第3条に規定する最低賃金額（同法第7条の規定の適用を受ける労働者については、同条の規定により減額して適用される額をいう。）以上の賃金（労働基準法第11条に規定する賃金をいう。）の支払を行うこと。
 - イ 健康保険法第48条の規定による被保険者（同法第3条第4項に規定する任意継続被保険者を除く。）の資格の取得に係る届出を行うこと。
 - ウ 厚生年金保険法第27条の規定による被保険者（同条に規定する70歳以上の使用される者を含む。）の資格の取得に係る届出を行うこと。
 - エ 雇用保険法第4条第1項に規定する被保険者について、同法第7条の規定による届出を行うこと。
 - オ 労働保険の保険料の徴収等に関する法律第4条の2第1項の規定による届出を行うこと。
- (2) 本業務の一部を、他の者に請け負わせようとするときは、当該他の者に対し、この遵守事項を周知し、遵守するよう指導すること。

仕様書

1 業務名 令和8年度平城宮跡イベント事業拠点施設管理（清掃）業務委託（平城宮跡イベント事業拠点施設維持・管理事業）（第2期）

2 業務期間 令和8年9月1日（予定）～令和8年9月30日

3 業務場所 平城宮跡イベント事業拠点施設（奈良市法蓮佐保山1-6-1）

4 業務について

i 業務内容 建物外清掃および除草、側溝清掃

① 別紙平面図a内赤色表示部分：1回

実施報告書添付写真：矢印①～④は作業前及び作業後

矢印⑤～⑩は1枚のみ

② 別紙平面図b内緑色表示部分：1回

実施報告書添付写真：矢印⑧、⑩は作業前及び作業後

矢印①～⑦、⑨は1枚のみ

③別紙平面図c内青色表示部分：1回

実施報告書添付写真：矢印⑤～⑩は作業前及び作業後

矢印①～④は1枚のみ

ii 清掃用具等

- ・清掃作業に使用する器具、諸材料は受託者が負担すること。
- ・清掃により集めた県有地内のゴミに関しては袋等に入れ一カ所に集めること。
- ・民家隣接地では民家に配慮した除草を行うこと。
- ・除草後の草は、別紙図面内黄色丸印箇所に集めること。

iii 遵守事項

- ・受託者は業務責任者および従事者を定め報告をすること。
- ・業務中、盗難・火災・器物の破損等、異常を発見したときは、直ちに

委託者に報告すること。

- ・実施した清掃業務内容については、実施報告書を提出すること（詳細については6 完了報告）。

5 作業範囲

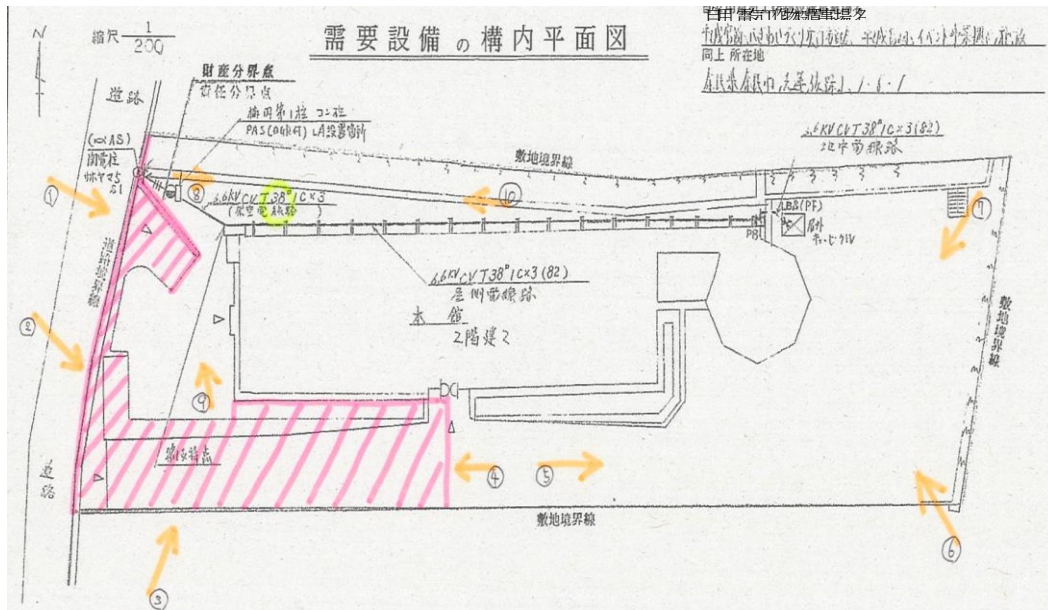
平城宮跡イベント事業拠点施設の建物外敷地（詳細については4-i 業務内容および別紙平面図表示部分）

6 完了報告

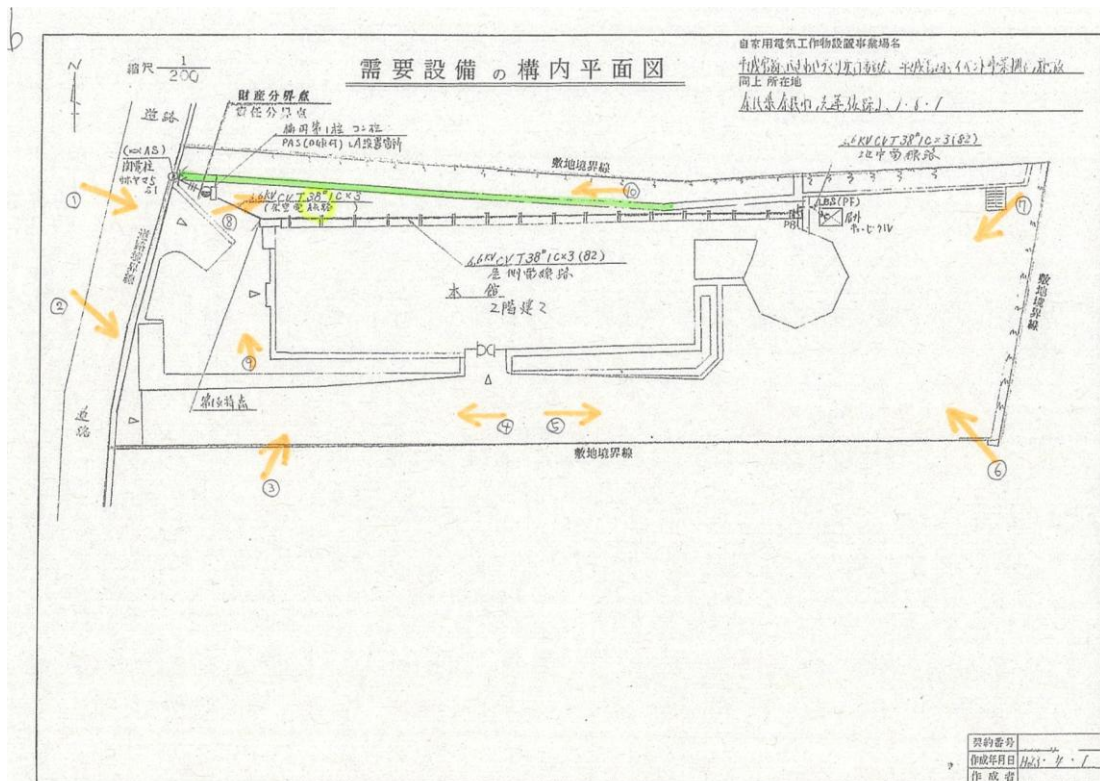
作業終了時には、写真を添付して実施報告書を提出すること。

なお、写真は別紙図面内矢印の位置から撮影したものを添付すること（詳細については4-i 業務内容および別紙平面図表示部分）。

(平面図 a)



(平面図 b)



(平面図 c)

